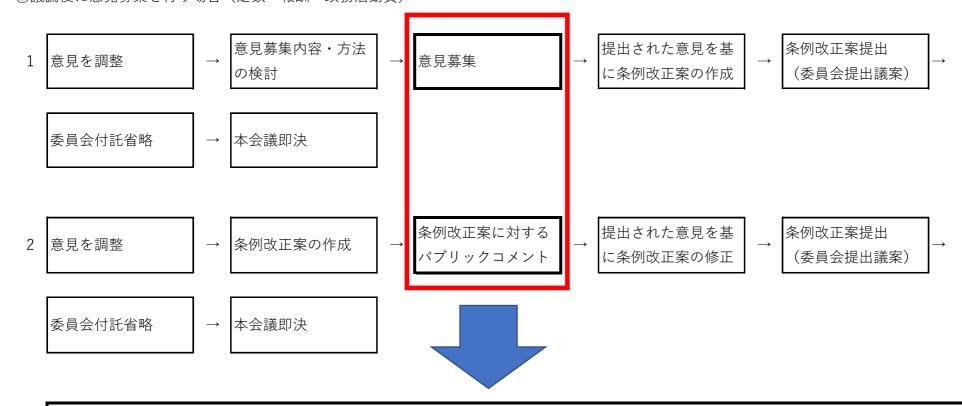
## 各会派意見のとりまとめ

### ○議員定数

○議員定数		
会派	方針	理由
誠志会	減 (28名)	呉市役所の正規職員の減少に併せて削減すべき。
		また, 17~28 万人の都市の平均が 29.8 人となっている。
		(R2.11.4)
		伊藤教授のデータを最新に編集したところ、推定議員の数の結果が
		30.659 名となっており、今後の人口減や他市の議員定数削減の状況
		を考慮すると、28名が妥当ではないか。
		(R3.9.2)
		前回と変更なし
仁友会	現状維持	伊藤教授によると、統計学的に見ても現在とほぼ変わらない定数で
		あった。また、伊藤教授は、そこからその他の要因を考えて決める
		べきとのことだったが、呉市は地域が広範囲にわたっているという
		ことを考慮して現状維持,または増でもよいくらいである。
		(R2.11.4)
		前回と変更なし
		(R3.9.2)
		前回と変更なし
同志会	よく議論して	定数の方針を事前に決めるのではなく、議論の中で決めるべき。
	決めるべき	議論を進めていく上で学術的な根拠があるほうがよいため、伊藤教
		授の根拠を公式的な見解とすべきではないか。
		(R2.11.4)
		前回と変更なし
		(R3.9.2)
		前回と変更なし
公明党	減	少子高齢化による人口減を考慮すべきである。
		また、17~28万人の都市を見ても削減が妥当
		(R2.11.4)
		前回と変更なし
		(R3.9.2)
	→H 15 /// 14a	前回と変更なし
市民	現状維持	財政的な面や職員数からというのも当然だが、どういった数字をと
フォーラム		るかは市民意見をとることも考えられるため、現在のところは現状
		維持とする。
		(R2.11.4)
		前回と変更なし
		(R3.9.2)
主义证		前回と変更なし 現仏が持(社民・自然) 増(共卒) 法(日本・政士)
諸派		現状維持(社民、自然)、増(共産)、減(日本、政友)
		伊藤教授の根拠で現状維持とする。 (P2.11.4)
		(R2.11.4) 用化维持(社员 自然) 换(社交) 法(日本 引沙)
		現状維持(社民,自然),増(共産),減(日本,弘治)
		(R3.9.2)
		前回と変更なし

#### スケジュール例

①議論後に意見募集を行う場合(定数・報酬・政務活動費)



### 【意見募集やパブリックコメントを行う根拠】

議員定数については,呉市議会基本条例第26条第3項で「公聴会制度及び参考人制度の活用等により,市民の意見の聴取及び反映に努めるもの」と規定されているため,意見募集等で市民意見を聴取する。

議員報酬・政務活動費について,**議員提案で改正案を提出する場合は、報酬審議会に諮問する必要はない**が、報酬については、呉市議会 基本条例第27条第3項で「公聴会制度及び参考人制度の活用等により、市民の意見の聴取及び反映に努めるもの」と規定されているた め、意見募集等で市民意見を聴取する。

また,政務活動費については,呉市議会基本条例等で規定はないが,平成12年の自治省行政局行政課長通知で「第三者の意見をあらか じめ聞くなど,住民の批判を招くことがないよう配慮すること」と通知が出されているため,意見募集等で市民意見を聴取する。

#### ②議員提案となる場合

会派等による 提出された意見を基 会派等により 条例改正案提出 意見調整が不調 意見募集 に条例改正案の作成 (議員提出議案) 条例改正案の作成 議会運営委員会 本会議議決 に付託・審査 会派等により 条例改正案に対する 提出された意見を基 条例改正案提出 意見調整が不調 条例改正案の作成 パブリックコメント に条例改正案の修正 (議員提出議案) 議会運営委員会 本会議議決 に付託・審査

【会派等が提出する条例改正案についてのパブリックコメント】

呉市議会のパブリックコメントは,呉市議会意見提案手続実施要綱に基づき「呉市議会」として行うこととなっているが,「呉市議会」 を「呉市議会議員」に読み替えて行えるものとする。 ※報酬・政務活動費の報酬審議会の流れ

1 意見を調整

報酬審議会に審査を 依頼 → 報酬審議会による審 査・決定 条例改正案提出 (市長提出議案)

議会運営委員会 に付託・審査

本会議議決

## 〇行政視察費, 政務活動費による視察の経緯

	行政視察領	政務調査費による視察		
	委員派遣	議員派遣	以伤調宜負による怃奈	
昭和	会議規則第70条		政務調査費	
~平成5年	・先進市は可能		・先進市視察は可能	
平成5年4月1日	呉市議会の議員の行政視察に 関する要綱の制定 ・先進市,民間施設への視察 は可能	行政視察費で行う視察 についての要綱		
平成14年4月1日	地方自治法第100条第	3号(議員派遣)の追加 呉市議会の議員の行政視察に 関する要綱を引き継ぎ ・先進市,民間施設の視察へ の視察は可能		
平成25年4月1日	なども 行政視 ため、	議員派遣は研修,要請,陳情可能だが,呉市議会の議員の察に関する要綱を引き継いだ所修会,要望活動・陳情につ規定がなく行えない。	政務活動費として地方自治法改正 ・先進市、民間施設の視察、研修会、要望・陳情も可能 ※呉市議会政務活動費の交付に関する条例第5条で研修、各種会議の参加、要請、陳情が可能と規定されている。	

### 〇現在の視察の比較表

	委員派遣 (委員会・特別委員会)	議員派遣	政務活動費		
公務災害	0	0	×		
行程	変更不可	変更不可	変更可能		
研修	○ (所管する範囲内)	×	0		
陳情・要望	○ (所管する範囲内)	×	0		
随行	0	3名以上で事務局職員随行	×		
許可	議会 (閉会中は議長)	議会 (閉会中は議長)	幹事長		
費用	公費	公費	政務活動費		
議会での報告	0	×	×		

### R3. 10. 8

# 費用弁償(距離制)試算

### ◎試算案

◎試算案 試算案			支給額内部	5	参考(支給対象人数)
現行			2,000円/E	3	
案1	呉市(旅費	<b>皇条例</b> )	35円/km ※3km超(往復)		0円・・・7名 1円以上500円未満・・・11名 500円以上・・・14名
案2	松江市	議会	片道5km未満 片道5km以上15km未満 片道15km以上	1,000円 2,000円 3,000円	
案3	松江市議会	金額改1	片道5km未満 片道5km以上15km未満 片道15km以上	1,000円 1,500円 2,000円	(案2~5)
案4	松江市議会	金額改2	片道5km未満 片道5km以上15km未満 片道15km以上	500円 1,000円 2,000円	片道5km以上15km未満・・・13名 片道15km以上・・・7名
案5	松江市議会	金額改3	片道5km未満 片道5km以上15km未満 片道15km以上	2,000円 2,500円 3,000円	

<sup>※</sup>公用自動車を使用した場合 松江市議会・・・支給しない

◎試算結果	住 所		離			費月	用弁償		
氏 名		(住所~ ※1km未)	市役所) <sup>満切り捨て</sup>	現行 試算(距離制)					
		路程 (片道)	路程 (往復)	2,000円/日	(案 1) 呉市旅費条例	(案 2) 松江市	(案 3) 松江市 改 1	(案4) 松江市 改2	(案5) 松江市 改3
石 﨑 元 成	呉市警固屋3丁目5番10号	5	10	2, 000	350	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
井手畑 隆 政	呉市倉橋町1035番地	24	48	2, 000	1, 680	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
岩 原 昇	呉市広古新開2丁目11番23号	5	10	2, 000	350	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
岡 﨑 源太朗	呉市天応西条1丁目1番23号	9	18	2, 000	630	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
沖 田 範 彦	呉市安浦町中央北1丁目18番7号	23	46	2, 000	1, 610	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
奥 田 和 夫	呉市西谷町17番2号	3	7	2, 000	245	1, 000	1, 000	500	2, 000
小 田 晃士朗	呉市仁方西神町38番5号	9	18	2, 000	630	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
梶 山 政 孝	呉市川尻町東3丁目16番4号	15	30	2, 000	1, 050	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
片 岡 慶 行	呉市本通2丁目8番17号	1	2	2, 000	0	1, 000	1, 000	500	2, 000
加藤忠二	呉市阿賀北3丁目2番31号	2	5	2, 000	175	1, 000	1,000	500	2, 000
上 村 臣 男	呉市焼山泉ヶ丘1丁目13番8号	8	17	2, 000	595	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
神田隆彦	呉市焼山中央1丁目17番41号	7	14	2, 000	490	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
北川一清	呉市東辰川町10番27号	2	4	2, 000	140	0	0	0	0
阪 井 昌 行	呉市坪ノ内町5番9号	3	7	2, 000	245	1, 000	1,000	500	2, 000
定 森 健次朗	呉市本通1丁目5番8-101号	1	2	2, 000	0	1, 000	1,000	500	2, 000
田 中 みわ子	呉市蒲刈町田戸609番地	22	44	2, 000	1, 540	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
谷 惠介	呉市天応東久保1丁目8番11号	6	13	2, 000	455	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
谷 本 誠 一	呉市本通6丁目2番23号	0.8	1	2, 000	0	1, 000	1, 000	500	2, 000
土 井 正 純	呉市音戸町早瀬1丁目13番38号	15	31	2, 000	1, 085	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
中田光政	呉市焼山宮ヶ迫1丁目37番1号	7	15	2, 000	525	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
中原明夫	呉市広本町1丁目3番32-301号	5	11	2, 000	385	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
橋 口 晶	呉市川尻町西1丁目13番14号	14	28	2, 000	980	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
林 田 浩 秋	呉市安浦町中央1丁目3番29号	22	45	2, 000	1, 575	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
檜 垣 美 良	呉市西鹿田2丁目11番5号	1	3	2, 000	0	1, 000	1, 000	500	2, 000
福永高美	呉市東片山町7番4号	0.8	1	2, 000	0	1, 000	1, 000	500	2, 000
藤本哲智	呉市吉浦東町4番9-202号	4	9	2, 000	315	1, 000	1, 000	500	2, 000
藤原広	呉市仁方中筋町22番9号	9	19	2, 000	665	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
光 宗 等	呉市広文化町19番16号	5	10	2, 000	350	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500
森 本 茂 樹	呉市安浦町三津口1丁目4番36号	23	46	2, 000	1, 610	3, 000	2, 000	2, 000	3, 000
山上文恵	呉市両城2丁目9番4号	1	3	2, 000	0	1, 000	1, 000	500	2, 000
山本良二	呉市広小坪1丁目19番10号	9	19	2, 000	665	2, 000	1, 500	1, 000	2, 500

2,000

0.8

渡 辺 一 照

呉市本町5番13号

1日あたり合計 64,000 18,340 58,000 44,500 32,500 75,500 年間見込額 3,798,000 1,088,000 3,442,000 2,641,000 1,929,000 4,480,000 (R1決算額) 0,740,000 1,000 0,000 1,000 0,

 
 年間増減額 (率)
 -2,710,000
 -356,000
 -1,157,000
 -1,869,000
 682,000

 -71%
 -9%
 -30%
 -49%
 18%

1, 000

1,000

500

2,000